

文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金交付要綱

2021文資リ第277号令和4年3月22日区長決定
2022文資リ第341号令和5年3月7日区長決定
2024文資リ第661号令和7年3月5日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、テイクアウト等において脱プラスチック製容器等での提供を行う事業者に対し、補助金を交付することにより、使い捨てプラスチック使用量の削減を促進し、もって家庭から排出されるプラスチックごみの削減を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テイクアウト等 テイクアウト（飲食店等において調理された商品を購入し、自宅等に持ち帰つて消費するための当該商品の提供方法をいう。）又はぶんきょう食べきり協力店制度実施要綱（29文資リ第337号）第3条第7号に規定する食べ残した料理等の持ち帰りを希望する者への対応をいう。
- (2) 使い捨てプラスチック製容器等 商品の提供等に際し一度だけ使用した後に廃棄されるプラスチック製の容器、包装、ストロー、スプーン等をいう。
- (3) 脱プラスチック製容器等 紙、木、竹等の環境に配慮した素材による容器、包装、ストロー、スプーン等のことをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、区の区域内に次のいずれかに該当する飲食店等の店舗を有する者とする。

- (1) ぶんきょう食べきり協力店制度実施要綱第5条第1項の規定によりぶんきょう食べきり協力店の登録を受けた店舗
- (2) 文京ソコヂカラ公式サイトへの登録店舗

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、テイクアウト等による商品の提供を行うため、第7条の規定による交付の申請の日の属する年度に購入した脱プラスチック製容器等に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 使い捨てプラスチック製容器等での提供から脱プラスチック製容器等での提供へ切り替える場合の当該脱プラスチック製容器等の購入経費
 - (2) 新たにテイクアウト等による商品の提供を行うに当たって使用する脱プラスチック製容器等の購入経費
 - (3) 前年度に補助金の交付を受けた店舗が、テイクアウト等による商品の提供を行うに当たって使用する脱プラスチック製容器等の購入経費
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する経費について、区又は他の行政機関による補助金等の交付を受け、又は受ける予定であるときは、当該経費は補助金の交付の対象としない。
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、一店舗につき12万円を上限に、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、当該実支出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）及び文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金口座振替依頼書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し（第5条第1項第1号に規定する経費に係る申請の場合にあっては、切換え前の使い捨てプラスチック製容器等の購入に係るものを含む。）
- (2) 購入した脱プラスチック製容器等の実物写真
- (3) 購入した脱プラスチック製容器等の型番等詳細が分かるカタログ等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請の期限は、当該年度の3月末日（当該日が文京区の休日を定める条例（平成元年3月文京区条例第3号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に該当するときは、その前日）までとする。

3 前2項に規定する申請は、一会計年度において一店舗につき1回を限度とする。

4 第5条第1項第3号に係る申請は、補助金の交付を初めて受けた年度の翌会計年度に限り行うことができる。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、補助金を交付しないことを決定したときは文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

(交付)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、口座振替の方法により速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区脱プラスチック製容器等購入費補助金取消決定通知書（別記様式第5号）により通知する。

(返還)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第12条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助の交付に係る必要な限度において、交付決定者に対しその状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に係る必要な事項は、資源環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。